

処分基準整理票

処分の内容		行為の許可の取消し等	
根拠法令及び条項		下水道法 第38条	
処分基準	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 下水道法第38条第2項（別紙のとおり） 下水道法施行令第17条を満たさない場合、または、公共下水道管理者（那覇市下水道課）との協議内容と著しく異なる施工を行った場合、当該申請を取り消す、又はその工作物の利用を制限する。 下水道法施行令第17条 （別紙のとおり）		
処分基準 設定年月日	平成27年 2月 1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 下水道課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

○下水道法

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第三十八条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

一 この法律(第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者

二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

○下水道法施行令

(公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準)

第十七条 法第二十四条第二項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。

イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。

ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール(合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。)の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。

ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分(以下この条において「開渠部分」という。)、ます又はマンホールの壁(ますのどろための部分の壁を除く。)に設けること。

ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(以下この条において「流入施設」という。)以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に(当該部分を縦断するときは、その上端から二・五メートル以上の高さに)、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。

ホ 公共下水道の開渠部分の壁の上端から二・五メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。

二 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。

イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ニ 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。)を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

ホ 流入施設、建築基準法第四十二条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条に規定する自動車又は軽車

両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から二・五メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、一・五メートルを超えないこと。

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホール^{きよ}の壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。

五 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。

六 法第十二条第一項又は法第十二条の十一第一項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。